

ケアプランセンターきずな運営規程

(事業目的)

第1条 株式会社T&Hが開設する居宅介護支援事業所きずな（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の事業者（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意向及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアプランセンターきずな
- ② 所在地 兵庫県加古郡播磨町野添267-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- ② 介護支援専門員 1名（常勤兼務職員1名）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月、火、水、木、金曜日、祝祭日とする。
土、日曜日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用の相談を受ける場所 第3条に規程する事業所内
 - ② 使用する課題分析表の種類 日本訪問看護振興財団方式
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規程する事業所内
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
 - ⑤ モニタリングの結果記録 1カ月ごとに1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自転車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から片道1キロメートル未満 300円
 - ② 実施地域を越えた地点から片道1キロメートル以上 500円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業実施地域は、播磨町、加古川市、明石界限とする。

（事故の発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（その他の運営についての留意事項）

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者はでなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社T&Hと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 反社会的勢力とのかかわり等の一切を禁ずる。

（苦情・ハラスメント処理）

第11条1 事業所は、提供した指定居宅介護支援または、自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者またはそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対する必要な措置を講ずるものとする。

第11条2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は、当該市町村職員からの質

問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は、助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 11 条 3 事業所は、自らが居宅サービス計画書に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

第 11 条 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民保健団体連合会が行う調査に協力するとともに自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民保健団体連合会からの指導または、助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 事業所における虐待の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）と定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 12 条 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第 13 条 業務継続計画（BCPの策定等にあたって感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 14 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてもその対策を協議し、対応指針等の作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。